

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人佛教教育学園
② 設置大学名称	佛教大学
③ 担当部署	学長室 企画課
④ 問合せ先	075-491-2141(代表) kikaku@bukkyo-u.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 11 月 25 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 11 月 26 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.bukkyo-u.ac.jp/about/activity/governancecode/
⑧ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の理念及び教育目的は、大学ホームページで公表するほか、大学案内をはじめとする各種印刷物により受験生及び学生のみならず、広く社会に周知を図っている。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	佛教大学は、建学の精神や理念に基づき、教育研究上の目的を定め、それらを具体化するため「佛教大学の教育方針（３つのポリシー）」を全学部・学科、研究科・専攻において策定している。３つのポリシーをはじめ各種方針はホームページ、履修要項等において、学内外に広く公表している。 ３つのポリシーの実質化については、カリキュラムマップやカリキュラムツリーを整備するとともに、学長・副学長・学部長等で構成する質保証推進委員会で点検・評価を行い教育の質保証に努めている。 また、学生には、カリキュラムマップやカリキュラムツリーに加え、学科ごとの履修モデルを提示することで、学生自身が学修計画を立てやすくなるよう配慮している。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	佛教大学規程において、学長、副学長、学部長及び大学院研究科長の役割を明確にしている。具体的には、学長は大学を代表し、教学及び管理運営のすべてを統轄する権限と責任を有している。副学長は教学及び管理運営に関する職務を遂行するとともに、学長を補佐する体制を構築している。学部長・大学院研究科長は、学部・研究科の教学に関する事項を統括し、その運営に対して責任を負うとともに、教育・研究活動の全体を統括することをそれぞれ定めている。 あわせて佛教大学学則において教授会について規定し、教授会は、教育研究組織としての意見を具申し、学長は意見を踏まえて最終決定を行うことで、教学上の意思決定における適正な手続と説明責任を確保している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	大学の審議決定機関（大学評議会等）の構成員をはじめ、各機構会議・委員会の構成員には、教員・事務職員とともに配置して双方の意見が反映されるようになっ

	ており、大学運営における教員と事務職員の協働・連携体制を確保している。 教育・研究組織における各機構においては、事務部長は事務職員が、機構長は教員が担うことで、専門性の異なる両者が互いに補完し合い、教育・研究・経営の三位一体を支える「教職協働」の体制を実現している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質・能力の高度化に向けて、課題に基づいた基本方針、年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を企画、実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学校法人として、第 1 期中期経営計画 2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度を策定しており、当該計画の実現に向けた年次ごとの事業計画のなかで具体的な施策に取り組んでいる。 また、佛教大学では 2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度までの第 2 期の中長期計画となる「佛大 Vision2032」を策定し、当該計画の実現に向けて、教育・研究・学生支援・地域連携・生涯学習等多角的な視点から年次ごとの事業計画を策定し、具体的な施策に取り組んでいる。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期経営計画の実現を図るため、同計画に則した事業計画書を毎年度作成し、理事会・評議員会に報告している。また、中期経営計画の進捗状況や財務状況の点検のため事業報告書を作成し、理事会・評議員会に報告している。点検結果は次年度の事業計画及び予算編成等に活用し、改善と向上に取り組んでいる。 また、佛教大学では、中長期計画である「佛大 Vision2032」を全学の基本方針として位置づけ、その実現に向けた進捗状況を定期的に確認している。その結果を踏まえ、急速に進展する情報化や社会構造の変化、18 歳人口の急減といった本学を取り巻く環境変化に適切に対応するため、計画の優先順位や目標水準を見直し、実現可能性と持続可能性を備えた中長期計画となるよう管理、見直しを行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の理念である仏教精神に基づき、大学の根本的な責務である「人材養成」を目的として、「教育」「研究」「社会貢献」の三領域において、時代の要請に即した多様な活動を展開し、社会の要請に応える人材の育成に努めている。 また、社会人の学びなおしの機会として通学課程と同様の教育組織である通信教育課程の設置や大学の教育・研究の成果を社会に広く開放することを目的に設置されたオープンラーニングセンターにおいて、いつでも、誰でも、どこからでも幅広い世代に「学び」を提供し、社会的要請に応えている。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	社会連携を中心とした対外活動及び社会貢献事業は、社会連携センターを中心に学部・学科の教員と学生が協働で様々なプロジェクトを実践しており、多くの地方自治体等の外部機関と地域連携包括協定を締結し、その協定に基づき活動を実施している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景をもつ学生が、支障なく学業ならびに学生生活を送れるよう、専門性を備えた各種センターを設置し、学生支援体制を構築している。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し運営している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格、構成、任期及び職務を寄附行為に定め、明確にしている。 理事の選任は、寄附行為に基づき理事選任機関である評議員会にて適切に選任している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会を定期的を開催するほか、必要に応じて臨時的に開催し、寄附行為及び理事会運営規程に基づき、必要な事項について評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要な事項を審議・決定している。

	なお、理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき再度協議を行うこととしている。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	常務理事会での協議内容を共有するとともに、文部科学省からの情報、学校法人に関する法令改正等について、理事会等の場で情報提供を行っている。 また、関係書籍を配付し、役員等の主体性をもって研修に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任については、資格や選任方法を寄附行為に定め、明確にしている。 資格を有する者について、理事より評議員会へ選任に関する議案を上程し、評議員の決議によって選任する。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	三様監査（「監事監査」「会計監査人監査」「内部監査」）における情報を共有し、意見交換を定期的に実施することにより、連携による監査の重複を防止し、かつ、効率性と有効性を高め、法人の内部統制やリスクマネジメントの強化を図っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監査室を通じた情報共有による法人内の現状把握及び外部の研修会等を利用した必要な情報提供により、監査機能の強化及び監事機能の実質化に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数、構成、資格等を寄附行為に定め、明確にしている。 評議員の選任は、寄附行為に基づき評議員会にて適切に選任している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集方法、諮問事項、決議事項、職務等を寄附行為及び評議員会運営規程に定め、適切に運営している。 評議員会には、理事長・常務理事が出席し、議事等の

	説明を行っている。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき再度協議を行うこととしている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	文部科学省からの情報、学校法人に係る法令改正等について、評議員会等の場で情報提供を行っている。 また、関係書籍を配付し、評議員の主体性をもって研修に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程に定める管理体制と責務のもと、各設置校の学校長が掌理する。学校長は各学校の危機管理の責任者としての危機管理体制・マニュアルに基づき、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、迅速かつ適切に対処することとしている。 佛教大学では、学内規程に基づき、学生及び職員等に被害がおよぶおそれがある様々な危機を未然に防止し、発生した場合には被害を最小限に食い止め、事態の収束後は、その再発を防止することを目的として、危機管理基本マニュアルを制定している。また、南海トラフ巨大地震及び花折断層を起源とする大規模自然災害（地震）への備えとして「佛教大学危機管理マニュアル・大規模自然災害対応編」を制定している。毎年、京都市主催のシェイクアウト訓練に参加し、大規模地震に伴う火災発生を想定した避難訓練を実施している。避難訓練終了後には、災害備蓄品倉庫の見学会ならびに水消火器、救助袋訓練を行い、防災意識の向上を図っている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程に基づき、法人内の適正な運営のため法令や諸規程等を遵守し、教職員のコンプライアンスの推進を図るべく体制を構築している。 また、公益通報等に関する規程に基づき、監査室を窓口として、通報への対応、調査、是正措置等の実施等の体制を構築している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための	大学運営の透明性を高め、社会からの信頼を獲得する

方針の策定	ためには、情報公開の推進が重要と捉えており、対象者に向けてホームページやSNS等を活用し、効果的な情報の公開に努めている。また、情報の取扱いについては規程に基づき慎重に行っている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等に基づき、教育・研究に資する情報、学校法人や大学に関する情報について本学ホームページ内「情報公開」で公開している。 また、ホームページでの公開だけでなく、事務所への備え置き閲覧、大学ポートレートの活用等、様々な方法で情報公開を行っている。なお、財務報告においては、各勘定科目の内容等について説明した「科目の概要説明」を掲載し、ステークホルダーへの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明